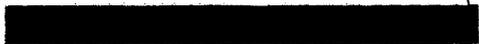


弁護士 山根良一 先生

平成17年8月31日



中村法律事務所
弁護士 中村 昌典



消費者判例ホームページへの投稿

冠省 兵庫県弁護士会の消費者問題判例検索システムにはいつもお世話になっております。

ヤミ金からの提訴に対して、暴利行為・公序良俗違反無効並びに不法原因給付を理由に請求棄却した事例ですが、ご参考になれば掲載をご検討下さい。なお当事者の表示は適宜ご処理下さい。一審判決をあわせて同封します。

草々

判決日 2005年(平成17年)8月30日
 裁判所 東京高等裁判所第8民事部
 裁判官 原田敏章、氣賀澤耕一 岡崎克彦
 事件番号 平成17年(ネ)第2586号 貸金請求控訴事件
 要旨 年500%超の利息の合意をした事情の下では、貸付行為自体が出資法違反の犯罪を構成するとし、不法原因給付を理由としてヤミ金からの不当利得返還請求を否定した事例

判決の概要

同判決は貸金業者(控訴人)の請求を暴利行為・公序良俗違反無効により棄却した一審判決の判断を全て踏襲するとともに、業者が控訴審で主張を追加した不当利得返還請求について、実質年利500%超の貸付利息を徴求する貸付行為自体が出資法5条2項に違反し犯罪を構成するものであること、原判決が説示する事情を考慮すると、たとえ控訴人が貸付けないしは取立てにあたって強迫ないし脅迫を手段としていないとしても、控訴人の被控訴人らに対する貸付金はいずれも不法原因給付に当たるものというべきであり、しかも不法の原因が被控訴人らについてのみ存したものとは言えないから、控訴人はその返還を求めることができない、と判断した。

平成17年8月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 金尾操世

平成17年(ワ)第2586号貸金請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所平成16年(ワ)第2798号)

口頭弁論終結日 平成17年7月5日

判 決

東京都 [Redacted]

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

X

埼玉県 [Redacted]

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

有限会社 [Redacted]

A

A'

東京都 [Redacted]

被 控 訴 人

上記2名訴訟代理人弁護士 中 村 昌 典

A'

東京都 [Redacted]

被 控 訴 人

同代表者代表取締役

株式会社 [Redacted]

B

B'

同 所

被 控 訴 人

上記2名訴訟代理人弁護士 名 村 泰 三

B'

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴人の当審における請求をいずれも棄却する。
- 3 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人有限会社^A■■■■■及び被控訴人^{A'}■■■■■は、連帯して、控訴人に対し、140万円を支払え。
- 3 被控訴人株式会社^B■■■■■及び被控訴人^{B'}■■■■■は、連帯して、控訴人に対し、53万円を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、控訴人が、① 被控訴人有限会社^A■■■■■に対し220万円を利息及び遅延損害金各年29.2%の約束で貸し渡し、被控訴人^{A'}■■■■■が連帯保証をしたとして、② 被控訴人株式会社^B■■■■■に対し123万円を利息及び遅延損害金各年29.2%の約束で貸し渡し、被控訴人^{B'}■■■■■が連帯保証をしたとして、それぞれ、貸金の返還と年21.9%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、消費貸借契約は暴利行為により無効であるとして請求を棄却したので、控訴人がその一部について控訴した。

- 2 当事者の主張は、下記3及び4に新たな主張を記載するほかは、原判決の「事実」欄の「第2 当事者の主張」の1ないし7に記載されたとおり（原判決2頁7行目から4頁14行目まで）であるから、これを引用する。ただし、原判決の3頁4行目の「取締まり」を「取締り」と改め、同頁24行目の「平成15年10月1日」を「平成16年2月19日」と改める。

- 3 当審における控訴人の不当利得返還請求(選択的請求)についての主張

控訴人は、被控訴人会社^A■■■■■に対して実際に少なくとも170万円を交付しており、被控訴人会社^B■■■■■に対して少なくとも99万円を交付している。

したがって、消費貸借契約が無効であれば、これらの交付金は、被控訴人会社^A■■■■■及び同^B■■■■■の不当利得となる。よって、控訴人は、被控訴人会社^A■■■■■及び同^{A'}■■■■■に対し140万円の、被控訴人会社^B■■■■■及び同^{B'}■■■■■に対し53万円の、各支払を求める。

4 被控訴人らの主張

控訴人の被控訴人会社^A■■■■■に対する上記170万円の交付及び被控訴人会社^B■■■■■に対する上記99万円の交付は、いずれも不法原因給付に当たるから、控訴人はその返還を求めることができない。

第3 争点に対する判断

1 当裁判所も、控訴人と被控訴人会社^A■■■■■及び同^B■■■■■との各消費貸借契約はいずれもその契約自体が公序良俗に反して無効であり、控訴人の請求はこれをいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加、訂正、削除するほか、原判決の「理由」欄の1ないし4に記載されたとおり（原判決4頁16行目から13頁20行目まで）であるから、これを引用する。

(1) 原判決の5頁14行目の「(2)」を「(4)」と改める。

(2) 原判決の6頁3行目の「遅延損害金が年29.2%」の次に「(日歩8銭)」を加え、10行目の「その余は」を「その余の借受金額(貳佰貳拾萬円)、借受人(有限会社^A■■■■■代表取締役^{A'}■■■■■)、借受日(平成^{A'}壹伍年八月^{A'}貳九日)及び連帯保証人(東京都■■■■■^{A'}■■■■■)については」と改める。

(3) 原判決の7頁20行目の「被告会社^A■■■■■から徴求していた」を「被告会社^A■■■■■に押印させていた」と改める。

(4) 原判決の8頁1行目の「^Y■■■■■は」から3行目の「いること、」までを削り、10行目の「付合」を「符合」と改め、17行目の「平成16年」を「平成15年」と改め、24行目の「行われ、」から26行目末尾までを「行われたものと認められる。」と改める。

(5) 原判決の9頁14行目の「(1)」の前及び18行目の「(2)」の前にそれぞれ「請求原因」を加える。

(6) 原判決の10頁3行目の「ウ」の前に「(2)」を加え、7行目の「天引きされ、」から9行目末尾までを「天引きされたものと認められる。」と改め、

24行目の「[■]信用金庫」を「[■]信用金庫」と改める。

2 控訴人の不当利得返還請求について

控訴人は、「控訴人は、被控訴人会社^Aに対して実際に少なくとも170万円を交付しており、被控訴人会社^Bに対して少なくとも99万円を交付している。したがって、消費貸借契約が無効であれば、これらの交付金は、被控訴人会社^A及び同^Bの不当利得となる。よって、控訴人は、被控訴人会社^A及び同^{A'}に対し140万円の、被控訴人会社^B及び同^{B'}に対し53万円の、各支払を求める。」旨を主張する。

しかし、控訴人の被控訴人会社^Aに対する貸付利息は、貸付名目額を基準とすると約678% $\{(365日 \div 11日) \times 45万円 \div 220万円\}$ 、交付額を基準とすると853% $\{(365日 \div 11日) \times 45万円 \div 175万円\}$ にも達し、また、控訴人の被控訴人会社^Bに対する貸付利息は、貸付名目額を基準とすると約474% $\{(365日 \div 15日) \times 24万円 \div 123万円\}$ 、交付額を基準とすると589% $\{(365日 \div 15日) \times 24万円 \div 99万円\}$ にも達するものであること、控訴人によるこの貸付けはそれ自体が出資法5条2項に違反し犯罪を構成するものであること、その他原判決が説示する事情（原判決の11頁末行から13頁20行目まで）を考慮すると、たとえ控訴人が貸付けないしは取立てに当たって強迫ないし脅迫を手段としていないとしても、控訴人の被控訴人会社^Aに対する上記170万円（当裁判所の認定は175万円）の交付及び被控訴人会社^Bに対する上記99万円の交付はいずれも不法原因給付に当たるものというべきであり、しかも、不法の原因が被控訴人会社^A及び同^Bについてのみ存したものとはいえないから、控訴人はその返還を求めることができないものというべきである。

控訴人の上記主張は採用することができない。

3 よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、控訴人の当審における不当利得返還請求も理

由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第8民事部

裁判長裁判官 原 田 敏 章

裁判官 氣 賀 澤 耕 一

裁判官 岡 崎 克 彦

これは正本である。

平成17年8月30日

東京高等裁判所第8民事部

裁判所書記官 金尾 操



平成17年3月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

平成16年(ワ)第2798号貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成17年3月4日

判 決

東京都 

原 告 

同訴訟代理人弁護士 

埼玉県 

被 告

有限会社  A

同代表者代表取締役 

東京都 

被 告

 A'

上記被告ら兩名訴訟代理人弁護士中 村 昌 典

東京都 

被 告

株式会社  B

同代表者代表取締役 

同住所

被 告

 B'

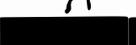
上記被告ら兩名訴訟代理人弁護士名 村 泰 三

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第1 請求

- 1 被告有限会社  A 及び被告  A' は、連帯して、原告に対し、22

0万円及びこれに対する平成15年10月1日から支払済みまで年21.9%の割合による金員を支払え。

2 被告株式会社^B及び被告^{B'}は、連帯して、原告に対し、123万円及びこれに対する平成16年2月19日から支払済みまで年21.9%の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張

1 被告有限会社^A（以下「被告会社^A」という。）及び被告^{A'}夫（以下「被告^A」といい、被告会社^Aをあわせ「被告^A関係」ともいう。）に対する請求原因

(1) 原告は、平成15年8月29日、被告会社^Aに対し、220万円を次の約定で貸し付けた。

弁 済 期 平成15年9月30日

利 息 年29.2%

遅延損害金 年29.2%

(2) 被告^{A'}は、前同日、原告に対し、被告会社^Aの(1)の債務を連帯して保証することを約した。

(3) よって、原告は、前記消費貸借契約に基づき、被告会社^A及び被告^{A'}に対し、連帯して、220万円及びこれに対する平成15年10月1日から支払済みまで利息制限法に定める制限利率である年21.9%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

2 被告^A関係の請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)は否認する。被告会社^Aが、平成15年8月29日、原告から、50万円を天引きされ、170万円を借り受けたことは認めるが、同年9月8日に220万円を返済するという約定であった。

(2) 請求原因(2)は否認する。

3 被告^A関係の抗弁

原告の被告会社^Aに対する貸付は、220万円から利息相当額50万円を天引きした後の170万円を交付して、10日後に220万円を返済させるという約定であり、年利に換算すると1073%に及ぶものである。これは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」と略称する。）5条に定める制限利率をも大幅に超えており、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）において42条の2の規定が新設される前であっても、前記消費貸借契約自体が暴利行為として公序良俗に反するものであって無効である（なお、貸付元本も不法原因給付に該当し、原告は返還請求権を有しない）。そのうえ、原告の被告会社^Aに対する貸付けは、同被告会社が多額の借財を抱えて資金繰りに苦しんでいたところに乗じたものであって、この点からも公序良俗に反し無効である。

4 被告株式会社^B（以下「被告会社^B」という。）及び被告^{B'}
^{B'}（以下「被告^{B'}」という）、被告会社^Bをあわせ「被告^B関係」ともいう。）に対する請求原因

(1) 原告は、平成15年6月26日、被告会社^Bに対し、123万円を次の約定で貸し付けた。

弁 済 期 平成15年8月29日

利 息 年29.2%

遅延損害金 年29.2%

(2) 被告^{B'}は、前同日、原告に対し、被告会社^Bの(1)の債務を連帯して保証することを約した。

(3) よって、原告は、前記消費貸借契約に基づき、被告会社^B及び被告^{B'}に対し、連帯して、123万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成15年10月1日から支払済みまで利息制限法に定める制限利率である年21.9%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

5 被告^B関係の請求原因に対する認否

(1) 請求原因(1)は否認する。被告会社^Bは、平成15年6月26日、「^K」という屋号を有する者から、利息23万円及び手数料1万円を天引きされて99万円の交付を受けたが、弁済期は、同年7月10日であり、2週間で23%という高金利の約定であった。

(2) 請求原因(2)は否認する。

6 被告^B関係の予備的抗弁

(1) 被告^Bは、「^K」に対し、平成15年7月10日に、利息23万円及び元金1万円、同月23日に、利息2万円、同月24日に、利息21万円を支払った。

(2) 原告の被告会社^Bに対する貸付は、2週間で23%という高金利であり、出資法5条に定める制限利率をも大幅に超えており、前記消費貸借契約自体が暴利行為として公序良俗に反するものであって無効である。

7 予備的抗弁に対する認否

(1)につき否認する。

理 由

1 当事者及び本件の経過等

証拠(甲10, 11, 乙イ3, 証人^{A'} 原告及び被告会社^B 代表者兼被告^{B'})並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 原告は、^イ の名称で、個人で貸金業を営む者である。

(2) 被告会社^Aは、手帳の下ごしらえを業務とする会社であり、^{A'} が代表者、その父の^{A'の父}が取締役として経理を担当している。被告会社^Bは、婦人服を製造及び販売する会社で、被告^{B'}が代表者を務めている。

(3) 原告は、1年弱の期間キャバクラの店長を務めた後、平成15年4月30日付で貸金業者の登録を申請し、同年6月30日に登録がされた(登録番号は東京都知事(1)第27467号である。甲10)。平成15年4月から、^イ

■³及び■³を従業員として使用していたが、■^Yは平成16年6月ごろ、■³は同年10月ごろ退職した。

(4) 原告は、貸金業を開業するにあたって、自己の蓄え約1200万円のほか、消費者金融及び知人から約1000万円を借受けて、合計約2200万円の資金を準備した。このうち原告が貸付けに回しているのは1000万円強である。

(5) 原告は、平成15年3月ごろ、貸金業のための事務所を月額賃料16万円で賃借りし、その際、仲介手数料及び敷金など6か月分を前記準備資金から支出した。また、開業にあたって、什器備品及び事務機器などの費用約200万円も前記準備資金から支出した。

(6) 原告は、月額給与として、自らの分を30万円、従業員の■^Y及び■³の分をそれぞれの者が在任中各24万円を支出した。また、電話代として月額40万円ほどを支出していた。

(7) 原告は、(2)の借入金につき、平成16年初頭には消費者金融に全額返済し、また、知人には平成17年1月までには元金を返済した。

(8) 原告は、また、貸金業登録通知書が交付される前から業務を開始し、被告会社■^Bへの貸し付けは、登録前の営業に該当する。

(9) 原告は、帝国データバンクの名簿を入手し、電話による勧誘を行って貸付を行うという営業方法をとっており、被告会社らに対する貸付も同様の方法によるものであった。

2. 被告■^A関係の請求原因について

(1) 前記1の本件の経過、証拠(甲1, 2, 8, 11, 乙イ3, 12, 22, 証人■^{A'}, 原告及び後掲証拠)並びに弁論の全趣旨によれば、請求原因(1)のうち、原告が、平成15年8月29日、被告会社■^Aに220万円を貸し付けるにあたり、利息44万円及び手数料1万円、合計45万円を控除して175万円を交付したこと、弁済期を同年9月8日と合意したこと、また、請

求原因(2)の事実を認めることができる。

(2) 原告は、この合意の内容につき、弁済期が平成15年9月30日、利息が年29.2%、遅延損害金が年29.2%、利息等の天引きをしていない旨主張し、金銭借用証書(甲1)及び領収書(甲2)を提出するとともにこれに沿った供述をするので検討する。

ア 金銭借用証書(甲1)は、数字の記載につき、利率部分のみがアラビア数字で記され、その余は多角文字による記述となっている。そして、不動文字以外の部分を誰が記載したかについて、利息(29.2%)、返済期限(平成15年9月30日)、遅延損害金(日歩八銭)及び宛先(■)の部分については■、その余は被告■である(当事者の供述が一致する。)が、原告は、■がこれらに捺印ないし署名する前に予め■が記載していること、領収書(甲2)は、■が記載ないし捺印した旨供述している。

イ まず、原告が営む貸金業の収支を概観するに、原告は、出資法に違反する利率による利息や遅延損害金をとったことはないといいつつ、1000万円強を原資とする貸金業の売上げだけで、自己及び従業員の給与、事務所家賃並びに電話代等を支出していると供述している。1000万円強を原資とする貸金業の収益(売り上げ)は、年利を29.2%であるとする、年間最大で300万円強という計算になる。回収した利息相当分を更に貸付にまわせば収益は増加するが、新規顧客に貸し出すための手元資金は欠かせないから、これらが常時回転しているものとは考えられず、収益の推定は困難であるものの、年間電話代(約480万円)だけでも、この収益を超過するであろうことは見やすい道理であって、原告が利息や遅延損害金について年利29.2%と合意して貸付を行っているとは到底信じられるものではない。更に、原告は、貸金業登録前に貸付を開始していることを自認しているばかりでなく、貸金業規制法に定めるいわゆる17条

書面、18条書面の交付を怠っていることも窺われるなど、同法を遵守する姿勢は希薄というほかなく、これらに照らすと、利息及び遅延損害金につき年利29.2%と合意した旨の原告の主張は採用することができない。

ウ そこで、更に、平成15年4月から1年間の原告の経費を概算してみると、少なくとも①原告、^Y ■■■^Z 及び^Z ■■■の給与合計約600万円（原告360万円、^Y ■■■72万円、^Z ■■■168万円）、②事務所家賃192万円、③電話代約480万円、合計約1272万円、これに加えて水道電気、コピー機メンテナンス、交通費、消耗品等の諸経費等を要したことになり、更に、消費者金融には金利（年利約28%。乙イ34）を含め全額返済したのであるから、どう控えめにみても2000万円を超える金額を経費として支出したものと推認される。そうとすれば、年利は控えめにみても、200%前後としなければ収支の計算が合わないことになるうえ、高金利故の高めの割合で発生する貸し倒れといった損失のほか利益相当額の必要性をも加味すると、原告の貸金業による利率は年利200%前後をはるかに超えるものであったと考えるのが相当である（なお、原告は、平成15年度は確定申告をしておらず、平成16年度も申告をしない意向を示し、平成15年度の売上高については、被告^A ■■■関係代理人及び裁判所の強い求めにもかかわらず、黙して語らず、その理由についても供述を拒んでいる）。

エ また原告は、平成15年9月8日午後6時から12時までの間に、予め被告会社^A ■■■から徴求していた同社の得意先約12社に対する売掛債権を、譲渡する旨の債権譲渡通知書を発している（乙イ4の1ないし3。証人^A ■■■）。原告は、この理由を、^Y ■■■と称する者から^Y ■■■の携帯電話に連絡が入り、^{A'} ■■■の身柄を押さえてあり、返済もできないと話があったからである旨供述する。証人^{A'} ■■■の甥で居酒屋を営んでいる^{A'} ■■■の客に^{A'} ■■■と称する者がおり、この者が被告^{A'} ■■■や^{A'イ} ■■■^イ ■■■の意思とは無関係に何らかの動きをした疑いは否定できない（証人^{A'} ■■■）ものの、^{A'} ■■■と称する者か

ら電話があったとする時期が曖昧であること、^Y ■■■は平成16年6月ころ退職したとする一方、同人の携帯電話に連絡があったと述べるなど矛盾していること、■■■から何らかの連絡があったからといって、前記債権譲渡通知を直ちに発するというのには飛躍があることからすれば、原告の供述は信用することができない。原告が同日夜同債権譲渡通知書を発したのは、同日が被告会社^A ■■■への貸付けの弁済期であり、同日夕方ころまでに弁済がなかったためであると推認することが合理的であり、この点につき、証人^A ■■■が、過去約5回にわたる借受でも、10日で2割の利息であり、ほかに貸付金増加額分の5%が手数料として控除された旨の証言をしているところとも付合する（なお、このころ、貸金業登録をも示唆して世上「トイチ（都一）」ともいわれる貸金業者による10日で2割、3割という違法な短期高金利が社会的問題となっており、これが立法事実となって、平成15年の貸金業規制法等の改正が行われたという経緯に照らすと、この証人^A ■■■の証言が不合理であるとは言い難い。

オ このように、原告の貸金業が営業として継続している事実によれば、その年利率は200%前後をはるかに超えるものであったのであり、また弁済期は平成16年9月8日であったものと認められる。結局、前記借用証書のうち、利息、返済期限、遅延損害金及び宛先の部分については、貸金業規制法に違反する事実を証する証拠を残さないよう^{A'a} ■■■において空欄のまま捺印ないし署名したのち、^Y ■■■が後刻これを書き入れたものというほかない（特に利率がアラビア数字で記載されていることはこの証左ともいえる）。また、利息及び手数料の天引きの点についても、前記年利率等と連動する問題であって、原告の営業状況及び証人^A ■■■の証言に照らすと、これら天引きが行われ、前記領収書のうち金額及び年月日は、^{A'a} ■■■において空欄のまま捺印ないし署名したのち、^Y ■■■がこれを書き入れたものと認められる。

したがって、原告の被告会社^{A'}に対する貸付にあたっての交付額、弁済期及び利息等の合意の内容は(1)のとおりと認められる。

- (3) 他方、被告^{A'}は、請求原因(2) (連帯保証) の事実を否認するが、前記のとおり、父の^{A' a' x}が被告会社^{A'}の取締役として資金繰りを含め経理全般を担当し、代表者の名前で借入をすることも許されているものと認識している一方、被告^{A'}もこれを委ねていたものと推認されるうえ、原告からも本件借入前の平成14年8月ころから借入を始め、そのころ以降借入及び返済を5回ほど重ねていた (借入にあたっては、原告の営業形態からみて、被告^{A'}が連帯保証をしていたものと推認される。) のであるから、本件の借入にあっても、^{A' a' x}が、被告^{A'}の使者として原告に対し連帯保証することを約したものと認めることができる。

3 被告^B関係の請求原因について

- (1) 1の本件の経過、証拠 (甲3, 5, 6, 7, 9, 11, 乙口1, 原告及び被告会社^B代表者兼被告^{B'}) 並びに弁論の全趣旨によれば、(1)のうち、原告が、平成15年6月26日、被告会社^Bに123万円を貸し付けるにあたり、利息23万円及び手数料1万円を控除して99万円を交付したこと、弁済期を同年7月10日と合意したこと、被告^Bは同日利息として2万円、翌11日21万円を支払ったこと、また、(2)の事実を認めることができる。

- (2) 原告は、被告^B関係の請求原因(1)の主張につき、金銭借用証書 (甲3) のうち、利息 (29.2%)、返済期限 (平成25年八月廿九日)、遅延損害金 (日歩八銭) 及び宛先 (^X) の部分については^Yが被告^{B'}において捺印ないし署名する前に予め記載していること、領収書 (甲9) は、領収日 (平成25年六月廿六日) を除き、被告^{B'}が記載ないし捺印したことを供述する。

被告^B関係の貸付も、2の被告^A関係の貸付と概ね時期を同じく

している。そして、原告が営む貸金業の収支の概観、平成15年4月から1年間の貸金業の経費を概算等は2の被告^A関係において認定したところ(ウを除く)と同様であり、これに加え被告^B代表者兼被告^{B'}の供述等に照らすと、前記借用証書のうち、利息、返済期限、遅延損害金及び宛先の部分については、貸金業規制法に違反する事実を証する証拠を残さないよう被告^{B'}において空欄のまま捺印ないし署名したのち、^Yが後刻これを書き入れ、また、利息及び手数料が天引きされ、前記領収書のうち金額及び年月日は、被告^{B'}において空欄のまま捺印ないし署名したのち、^Yがこれを書き入れたものと認められる。

したがって、原告の被告会社^Bに対する貸付にあたっての交付額、弁済期及び利息等の合意の内容は前記(1)のとおりと認められる。

(3) なお、被告会社^Bは、原告からの借入を否認し、同^{B'}は、前記連帯保証の事実を否認するが、前記のとおり、原告が「^{ケイ}」の名称で貸金業の登録をしているのであるから、被告会社の借入先は原告であり、また、同^Bの連帯保証の事実も、金銭借用証書(甲3)、借入申込書(甲5)及び印鑑登録証明書(甲6)等により認められる。

4 被告^A関係の抗弁及び被告^B関係の予備的抗弁(2)(公序良俗違背)について

(1) 被告会社^A等の状況について

前記1の本件の経過、証拠(乙イ1, 12, 22ないし31, 証人^{A'}及び原告)並びに弁論の全趣旨によれば、被告会社^Aの負債状況等は、次のとおりであったことが認められる。

ア 同社は、不況の影響や業界内の競争が激化したことに伴い、平成14年から負債が増加するようになった。^A信用金庫からの借入残債務約2800万円が存するほか、^A株式会社からの借入金は、平成14年3月には約1956万円に減じていたものの、同月には被

告^{A'}が株式会社から約200万円を借り入れた。また、平成15年4月から同年8月までの間には、いずれも商工ローンである株式会社、株式会社及び株式会社から、合計約1375万円の借入がなされた。このような状況の中で、平成14年8月ころ、短期のつなぎ資金のため原告から借入が始まり、またや企画、株式会社などからも借り入れるようになった。

イ 証人^{A'}は、平成15年8月ころの被告会社^Aの負債状況につき、9月に入れば手帳関係だけでも2000万円や3000万円の入金があること、考えてみれば原告を含む個人金融から借り入れる必要はなかった旨を証言していることに照らせば、前記のような借入状況にあったからといって、直ちに同社が窮状にあったとまではいえないものの、一般に借入先が公的機関、金融機関、消費者金融、商工ローン、高金利零細金融と進むにつれ金利が高まることは明らかであるうえ、被告会社^Aにおいても、平成15年8月28日に原告に全額返済したのにもかかわらず、翌日本件の借入をしているのであるから、そのころの同社は、短期的には資金的に相当の逼迫した状況にあったものと認められる。

(2) 被告会社^Bの状況について

前記1の本件の経過、証拠（甲5、乙ロ1及び被告会社^B代表者兼被告^{B'}）並びに弁論の全趣旨によれば、同社は、月商700万円ないし800万円であって、平成15年6月ころ、銀行、消費者金融5社及び身内から合計3000万円を超える負債があったが、急な資金繰りが必要となったことに加え原告からの度重なる勧誘もあって原告からの借入をしたことが認められる。

(3) 被告会社らに対する貸付の利息の利率について

ア 原告の被告会社^Aに対する利息（利息とみなすものを含む。）は、前

記認定のとおり、11日間で45万円となるから、その年利は、600%を超えることになる。また、被告会社^Bに対する利息は、同様に15日間で24万円となるから、その年利は、400%を超える計算となる。

イ そこで、以上に基づき、原告の被告会社らに対する各貸付が、公序良俗に違反するものとして無効であるかどうかを判断する。

出資法に違反する高金利金融や無登録貸金業者による貸金を巡っては、近年でも「システム金融」や「商工ローン」による貸付けが、また、平成13年から平成14年にかけては、10日で2ないし3割という違法高金利で新規貸金業者が貸付を行う「都一金融」や携帯電話で融資の受付を行う「090金融」といわれる貸付が行われ、これらに伴い自殺や財産犯罪など深刻な社会問題が発生したこともあって、これらに対処するため、この間、出資法は、同法5条に定める高金利処罰規定の対象となる年利率を、40.004%から29.2%に引き下げるなどの改正がなされた（平成11年法律第155号）が、更にその後、平成15年7月25日に成立した平成15年法律第136号（以下「平成15年改正法」という。）は、貸金業規制法42条の2を新設して、貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約において、平年に年109.5%を超える利息の契約をしたときは、その消費貸借契約を無効とするものとしたほか、出資法5条に定める高金利の処罰規定の法定刑を「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれの併科」から「5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれの併科」へ引き上げた。そして、前記貸金業規制法42条の2に定める消費貸借契約を無効とする部分などは、平成15年9月1日に施行された。（乙イ6ないし8。また当裁判所に顕著である）。

原告の被告会社らに対する各貸付の約定金利は、被告会社^Aにつき、年利600%を超え、また、被告会社^Bにつき、400%を超えるが、いずれも貸付時において天引きがされているから、天引き後の交付額

を元本額とする実質年利率は、被告会社^Aにつき800%、被告会社^Bにつき500%を超える計算となる。この年利率は、出資法5条2項に定める上記29.2%を大幅に超え、更に同条1項に定める上記109.5%をもはるかに超えるものであり、これらの合意がいずれも、それ自体犯罪行為を構成するものである。そして、被告会社らに対する各貸付^Aが行われたのは、平成15年改正法が施行される前とはいえ、被告会社^Bについては、同改正法が成立しその一部が施行される直前の時期に相当し、被告会社^Bについても、同改正法が成立する1か月ほど前の時期に該当し、国会その他で同改正法の在り方を巡って議論が重ねられている状況にあったものといえるから、違法性の高い犯罪行為であるとの評価は、同改正法の成立ないし施行前後を通じ変わるものではない。また、前記のとおり、本件では、出資法5条1項に定める109.5%という利率の数倍に及ぶ超高金利であるから、強い社会的非難に値するものであって、利息の合意及びこれと一体をなす消費貸借契約それ自体が暴利行為として公序良俗に反するもの^Aというべきである（なお、これに加えて、上記認定のとおり、被告会社^Aについては、短期的には資金的に相当の逼迫した状況にあり、また、被告会社^Bについても急な資金繰りの必要があったものと認められ、原告がこのような事情に乗じて違法な高金利によって利益を得ようとしたものと推認され、このような事情も公序良俗に反すると判断される付加的な事情となる）。

- 5 以上によれば、原告の被告会社らに対する各消費貸借契約は、いずれも無効であり、被告^{A'}及び被告^{B'}との間の連帯保証契約も、各消費貸借契約が無効である以上同様に無効であって、原告の各請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判官 間 部 泰

これは正本である。

平成17年3月25日

東京地方裁判所民事第26部

裁判所書記官 佐藤春徳